

令和8年度介護職員等処遇改善加算について



説明内容

- 1 令和8年6月に新たに対象となるサービスについて
- 2 令和8年度 処遇改善計画書について
- 3 加算の届出・変更届について



説明内容

- 1 令和8年6月に新たに対象となるサービスについて
- 2 令和8年度 処遇改善計画書について
- 3 加算の届出・変更届について



1 令和8年6月に新たに対象となるサービスについて

令和8年6月から下記のサービスについて
処遇改善加算が新設されます。

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援等

加算新設事業所

説明内容

- 1 令和8年6月に新たに対象となるサービスについて
- 2 令和8年度 処遇改善計画書について**
- 3 加算の届出・変更届について



2 令和8年度 処遇改善計画書について

【計画書の提出期限】

対象事業所	提出期限
令和8年4月及び5月分を申請する事業所 ※令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画 とあわせて提出	<u>令和8年4月15日（水）まで</u>
加算新設事業所のみが所属する事業所で、 令和8年6月以降分の処遇改善加算を申請 する事業所	<u>令和8年6月15日（月）まで</u>

2 令和8年度 処遇改善計画書について

【注意事項】

*茨城県と日立市でそれぞれ指定を受け、訪問〔通所〕介護と第1号訪問〔通所〕事業を一体的に実施している場合は、茨城県と日立市両方に計画書を提出してください。

*提出する計画書の様式等については、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。
また、後日 日立市ホームページにも掲載します。

2 令和8年度 処遇改善計画書について

【提出方法】

日立市のLogoフォームから提出をお願いいたします。
LogoフォームのURLについては、
準備が整い次第、事業所宛てにメールで通知をお送りします。

※介護保険課からのメールを受信できていない場合には、
至急メールアドレスを介護保険課までお知らせください。

説明内容

- 1 令和8年6月に新たに対象となるサービスについて
- 2 令和8年度 処遇改善計画書について
- 3 加算の届出・変更届について**



3 加算の届出・変更届について

【毎月の加算届出について】

サービス種類	提出期限
■地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護 ■認知症対応型共同生活介護 (予防含む)	算定月の <u>1日</u> まで必着 例)令和8年4月分から加算 → <u>令和8年4月1日まで</u>
上記以外のサービス事業所	算定月の <u>前月15日</u> まで必着 例)令和8年4月分から加算 → <u>令和8年3月15日まで</u>

3 加算の届出・変更届について

【変更届について】

介護保険法に規定する事項に変更があった場合には、必ず変更日から10日以内に変更届を提出してください。

※変更日から10日を超えて提出する事業所がありますので
期限内に提出いただくようお願いします。